

市川市狭あい道路に係る道路拡幅用地の寄附の受入れ等に関する
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、狭あい道路の拡幅及び整備を促進することにより、安全で快適な街づくりの推進を図るため、狭あい道路に係る道路拡幅用地の寄附の受入れ等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 狭あい道路 市川市道及び国又は本市その他の公共団体がその敷地を所有する道のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により特定行政庁が指定したもの

イ 建築基準法第43条第2項第2号の規定により特定行政庁の許可を受けた建築物又は工作物の敷地に接する幅員4メートル未満のもの

ウ 市長が拡幅することが適当と認める幅員4メートル未満のもの

(2) 道路拡幅事業 狭あい道路に接する土地（以下「狭あい道路接道地」という。）において行う建築物の建築又は駐車場その他の施設の整備に伴い、当該狭あい道路の拡幅を当該狭あい道路の後退線の位置まで拡幅する事業をいう。

(3) 後退線 狭あい道路の中心線からの水平距離2メートルの線（狭あい道路が崖地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合及び狭あい道路の中心線からの水平距離を2メートル以外の距離にすることについて市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例（平成13年条例第35号。以下「条例」という。）第9条第1項に規定する協議が必要な場合は、市長が別に定める線）をいう。

(4) 道路拡幅用地 狭あい道路接道地と狭あい道路との境界線と後退線の間にある土地をいう。

- (5) 測量分筆登記 狭あい道路接道地から道路拡幅用地が分筆されていない場合において、当該道路拡幅用地を分筆するために必要な測量及び登記をいう。

(寄附の受入れを申し出ることができる者)

第3条 本市に道路拡幅用地の寄附の受入れを申し出ることができる者は、道路拡幅事業を実施しようとする者又は過去に道路拡幅事業を実施した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる道路拡幅事業を実施しようとする者又は過去に次に掲げる道路拡幅事業を実施した者については、同項の規定による申出をすることができない。

- (1) 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構その他これらに類する者が行う事業に伴い実施される道路拡幅事業
- (2) 条例第5条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する事業に伴い実施される道路拡幅事業
- (3) 分譲を目的とする一戸建ての住宅若しくは集合住宅の建築又は宅地分譲を目的とする宅地の造成に伴い実施される道路拡幅事業

(寄附の受入れの申出)

第4条 道路拡幅用地の寄附の受入れの申出をしようとする者(以下「申出者」という。)は、市川市狭あい道路に係る道路拡幅用地寄附受入申出書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 前項の申出書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路拡幅用地の案内図(縮尺が1500分の1から2500分の1までのものに限る。)
- (2) 道路拡幅用地を含む敷地の境界が確定していることを証する書類
- (3) 道路拡幅用地の公図の写し
- (4) 道路拡幅用地の登記事項証明書
- (5) 道路拡幅用地に抵当権、地上権、賃借権その他の本市が道路拡幅用地の寄附を受けた際にその完全な所有権の行使を阻害する一切の権利(以下

「抵当権等」という。)が設定されている場合にあつては、当該道路拡幅用地の所有者が当該道路拡幅用地を市に寄附することについて当該抵当権等の権利者が承諾していることを確認することができる書類

- (6) 道路拡幅用地が狭あい道路接道地から分筆されている場合にあつては、道路拡幅用地に係る地積測量図
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申出書の提出期限は、12月10日とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものであつて、同日の属する年度の3月15日までに第9条第1項に規定する寄附申出書を市長に提出することができるものにあつては、当該年度の1月31日を第1項の申出書の提出期限とする。

- (1) 道路拡幅用地が狭あい道路接道地から分筆されていること。
- (2) 道路拡幅用地が狭あい道路接道地から分筆されておらず、かつ、第6条ただし書の規定による申出により、申出人が測量分筆登記の手続を行う場合であつて、当該年度の3月15日までに、当該道路拡幅用地の分筆を完了することができること。

(寄附の受入れの決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申出書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、市川市狭あい道路に係る道路拡幅用地寄附受入可否決定通知書(様式第2号)により申出者に通知するものとする。

2 前項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路拡幅用地に建築物、門、塀、擁壁、樹木その他歩行者等の通行及び道路拡幅用地の整備に支障を生ずる物件がないこと。当該物件があるときは、第9条第1項に規定する寄附申出書の提出の時(以下「寄附申出書提出時」という。)までに当該物件を撤去することができること。
- (2) 道路拡幅用地に抵当権等が設定されていないこと。抵当権等が設定されているときは、寄附申出書提出時に抵当権解除証書その他の抵当権等を抹消するために必要な書類を提出すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第11条の道路拡幅用地の整備を実施する

までに道路拡幅用地としての寄附を受け入れるために市長が必要と認める措置が講じられていること。

(測量分筆登記)

第6条 市長は、前条第1項の規定による寄附の受入れを可とする旨の通知をした場合において、当該道路拡幅用地が分筆されていないときは、速やかに、道路拡幅用地を分筆するために必要な測量分筆登記の手続を行うものとする。ただし、申出者が当該道路拡幅用地について測量分筆登記の手続を行うことを申し出たときは、この限りでない。

(寄附の受入れの申出の取止め)

第7条 申出者は、第5条の規定による通知に係る道路拡幅用地について、寄附申出書提出時までの間に、同条の規定による通知に係る寄附の受入れの申出を取り止めようとするときは、市川市狭あい道路に係る道路拡幅用地寄附取止め申出書(様式第3号)に次に掲げる資料を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 市川市狭あい道路に係る道路拡幅用地寄附受入可否決定通知書の写し
- (2) 道路拡幅用地の寄附受入の取止めに係る資料
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申出書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、市川市狭あい道路に係る道路拡幅用地寄附取止め承認通知書(様式第4号)により、当該申出書を提出した者に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の規定による寄附の受入れの決定を取り消すことができる。

- (1) 申出者が第5条第2項に規定する条件を成就することができなくなったとき。
- (2) 申出者が、その責に帰すべき事情によらないで道路拡幅事業を実施することができなくなったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、市川市狭あい道路に係る

道路拡幅用地寄附受入決定取消通知書（様式第5号）により申出者に通知するものとする。

（寄附申出書の提出）

第9条 申出者は、その申出に係る道路拡幅用地について第5条第2項に規定する条件を成就したときは、市川市狭あい道路に係る道路拡幅用地寄附申出書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 土地寄附証書（様式第7号）
- (2) 登記原因証明情報兼所有権移転登記承諾書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 寄附後の境界同意書
- (5) 道路拡幅用地の登記事項証明書
- (6) 道路境界確定図
- (7) 固定資産税・都市計画税減免申請書
- (8) 抵当権解除証書その他の抵当権等を抹消するために必要な書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の寄附申出書は、第5条第1項の規定による決定のあった日の属する年度の3月15日までに提出しなければならない。

（道路拡幅用地に係る使用貸借契約）

第10条 本市に道路拡幅用地を貸し付けようとする当該道路拡幅用地の所有者は、市長が必要と認める場合には、当該道路拡幅用地について本市との間に使用貸借契約を締結することができる。

2 前項の使用貸借契約に関する契約書に、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 印鑑証明書
- (2) 道路拡幅用地の範囲を示す図面
- (3) 道路拡幅用地に抵当権等が設定されている場合にあつては、前項の使用貸借契約を締結することについて当該抵当権等の権利者が承諾したことを証する書類

(4) 固定資産課税台帳地積分割申請書

(5) その他市長が必要と認める書類

(道路拡幅用地の整備)

第11条 市長は、道路拡幅用地について、本市への所有権移転手続が完了し、又は本市と道路拡幅用地の所有者との間の使用貸借契約を締結したときは、舗装その他道路拡幅用地の整備を実施するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月25日から施行する。